

別記1 燐灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をるべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
かご漁業	いか玉漁業	1 隻	定めなし	所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から6,000 メートル以内の海域	4. 1～6. 30	四国中央市に漁業根拠地を有する者
		1 隻	定めなし	所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から5,000 メートル以内の海域	4. 1～6. 30	今治市又は越智郡上島町に漁業根拠地を有する者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	1 隻	定めなし	所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から5,000 メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。